

# 辛亥革命前後に於ける安徽省蕪湖県の 開墾事業と農民闘争

小島淑男

## 目次

- 一 万頃湖周辺の開墾
- 二 開墾公司とその私佃
- 三 光緒三十三年の抗租
- 四 宣統二年の抗租
- 五 辛亥革命前後の状況
- 六 結び

## 一 万頃湖周辺の開墾

すでに清末において、安徽省蕪湖県は揚子江沿いの通商の要衝として重きをなしていたが、また一方では、その周辺の農村地域において、圩田を中心とする水田稻作が盛んに行われており、稻作中心の農業はすでに他地域の需要を補うに足る豊かな生産力を誇つていた。

この圩田地帯の一画に、小論でとりあげる万頃湖<sup>(1)</sup>(別名万春湖)がある。万頃湖は蕪湖県の東方に位し、当塗県・宣城県との県境をなしている。そしてその周辺の未墾地域は、もとは江寧駐防軍の牧馬地<sup>(2)</sup>として使用されていたのであるが、太平天国の戦乱以後には、その馬もいなくなり、公けにはほとんど未使用のままに放置されていた。

また、当の万頃湖自体も、清末にはしだいに土砂に埋もれ、秋や冬にはほとんど涸沢になるほどであり、放置されたままになつていていた湖辺には、ひそかに流氓の民が住みつき、彼らの開墾によつて耕地化された土地もかなり広くなつていた。そして彼らの中には、その開墾地の土地所有権を確保し、国家に税糧を納める者もあらわれ、土地所有農民として当地方に定着するものが増えつゝあつた。その数は戸数にして一千戸、人数にして数千人ととらえられている<sup>(3)</sup>。

しかし、かかる流氓による私墾は、決して國家の正式の認可のもとに行われたものではなく、やむなく事後承諾の形をとつてしたものようである。そこで、こうした私墾の増大を抑えるために、歴代の江寧將軍は太平府の知府や蕪湖県・当塗県の両知県等にその取締りを依頼したのであるが、万頃湖はちょうど両県の県境にあたつており、土地自体も旗地であるところから、知府知県のよく管理しうるところではなかつた。それ故に、万頃湖の周辺地域は盜賊のすみかや黒教徒のひそかにあつまる場所になりやすい危険があるとされたのである。

ところで、また清末にあつては、旗民の生活がしだいに苦しくなつており、江寧將軍としては彼らの生活を保証することも緊急の課題となつていていた。

そこで、時の江寧將軍たる信恪と両江代理總督たる張之洞は、前記の弊害をなくし、旗民の困窮を救済するとい

う一石二鳥の計画を考え出し、この万頃湖の開墾事業についての上奏<sup>(4)</sup>を行つたのである。

その結果、この実地調査を委されたのが、当時江蘇補用道であつた徐賡陸である。彼の調査<sup>(5)</sup>によると、『該場は東西およそ二十里、南北およそ十七里、地勢は東西較や低く、西南較や高し。方積を以つて之を計るに、およそ田は十六万数千畝を開くべし』とされたが、その中から排水溝・水門・堤等の灌漑施設を作る面積としておよそ六万畝ほどを除くと、ほぼ十万畝ほどが可耕地になるであろうと算出されたのである。

こうして、万頃湖の開墾事業は徐賡陸を督辦とする屯墾局を中心に、工人四・五千人<sup>(6)</sup>の使用によつて、灌漑工事が大がかりにすすめられていった。その際、これらの諸工事にかけられた資金は、江寧將軍の軍隊を支える費用の一部（光緒三十四年度分の馬乾銀五万二千両）を前借りしてまかなわれることとなつたが、また、当時の新聞報道中には、『開墾の田畝は価を定むるに畝ごとに三元・三期に分ちて呈繳す、即ち、初期に繳むる所の欵を以つて開辦経費に添作す』<sup>(8)</sup>といふものもあり、誰かが開墾地を請負う際には、一律に一畝ごとに三元の押板銀を屯墾局に支払うこととされたが、これもその開墾事業の費用に添加されたのである。可耕地十万畝で計算すれば、総額三〇万元の收入が見込まれることになり、五万二千元の借入金の返済などは極めてたやすいことになる。

では、こうして切り開かれた開墾予定地は、実際にはどのように処置されるはずであつたのか、その方法を信恪・張之洞の上奏文中から引用してみると、

其辦法約分三等

一、流民佔耕已熟之田、飭令開明四至、勘丈相符、每畝飭繳折租銀三元、毎年仍認繳麦租錢百文租穀一斗、

准其補給墾照、免追歷年私墾花息、作為永租之屋、名曰佃民。

一、未熟荒地、民間承認領耕者、准其籌集公司、呈繳押租銀兩及按年認繳前項租穀租錢。開明四至畝角、勘丈無訛、亦一体准給永租墾照、亦曰佃民。惟開荒需費、准領耕後、第一年免租、第二年繳租之半、第三年再繳全租。

一、留備旗民屯耕之田、應先召佃官給牛隻籽種。令其墾荒、其麥租穀租、視民收租之法、或各半分租、或每畝取租穀一石春麥雜糧八斗、但取用的保免繳押租、名曰官佃。

といふものであり、三つの部分に分けられてそれぞれの方法が提起されている。ところが、実際に開墾が進行する過程では、問題がほとんど前者に限定されるので、本稿でもそれらを取上げるに止めることとする。

まず、第一の方法であるが、すでに流氓の民が当地域に入りこんで荒地を耕し、収穫可能な熟田が生れているので、それらをきちんと調査して、あらためて一畝ごとに三元の折租銀を納めさせ、年ごとの田租としては麦租銀を百文と稻米を一斗ずつ納めさせることとする。そのかわり、農民たちには墾照（＝耕作證明書）を交付し、これまでの毎年の私墾の花息は徵收せず、永久にその田地の租借を認め、佃民の名で、その土地に定着することを認めようとしたのであるが、結果的には、屯墾局がこれらすべての土地を一旦官地として用い込み、全体の開墾地の中から總額二万畝の土地を控去し、一律に一戸あたり二十畝の土地を給付することとなつたのである。こうして可耕地として予定された十万畝のうち、二万畝が私墾の農民に与えられ、残りの八万畝が第一の方法により分配されることがとなつた。

第二の方法は未墾地に關するものであるが、特徵的なのはその開墾予定地を公司に請負わせることを認めたことであろう。公司も第一の方法と同じく、まず畝ごとに三元の押租銀を納入し、土地の払下げをうけてからは、毎年畝ごとに麦租錢を百文、稻米を一斗ずつ納めるように規定されている。前者と同じく永耕作権の保証が与えられ、また佃民と呼ばれることになつてゐる。こうして、残りの八万畝は、"悉く、屯墾局より各公司に發給<sup>(10)</sup>"されるこになつたのだが、實際に土地の払下げを始めてみると、"この時、成功は未だ昭かならず、民は多く觀望す"<sup>(11)</sup>といわれるよう、一般の民戸たちは当初この開墾地の請負いには非常なためらいをもつていたようである。そこで、この機會を巧みに利用して、"富有の紳官のみは、すなわちその地段の佳美なるものを択びて先を争いて購買す"<sup>(12)</sup>といわれるよう、富裕な官吏たちがよい土地を買ひ占めてしまつた。商人たちに至つては、"次年に至りて誠信相符し、商民始めて渠購をなす"<sup>(13)</sup>というありさまで、結局のところ、屯墾局から払下げられた土地所有の状況は、"官界が多数に居り、紳界が之に次ぎ、商界がまた次ぐ"<sup>(14)</sup>というところに落着き、現任官をトップとする既成の地主体制がここに再生産されることになつたのである。

以上、信格・張之洞らが予定していた方法に準拠して、二種類の処理方法の行方について検討をすすめてきたのであるが、それらも光緒三十三年の新聞報道によると、

其時因官荒領無人、当事者先招人開荒、繼則聯合紳商、設立公司、斷其利。湖田九万余畝、悉為公司所有。昔之承租墾局者、皆換公司召約、墾戸不願、屢次上控、局以官圧制、皆未得直。<sup>(15)</sup>

ともいわれ、公司に払下げられた八万畝以外の土地までも公司に吸収され、官憲（屯墾局）もこれをどうすること

もできず、湖田九万余畝（万頃湖周辺の開墾地のほとんどすべて）が、ことごとく公司の所有に帰してしまつたといふ。

かくて、万頃湖周辺の開墾は、太平天国以後の流氓による私墾にその端を発しながら、光緒末期の官憲による大規模な水利事業を経て、実際にその土地を分配する過程においては、一度は私墾の流氓にも土地所有者としての保證を与えておきながら、終局的には、公司形式による現任官・郷紳・商人等の大土地所有者の出現により、その支配下に強引に組みこまれ、大部分の土地が公司に集中し、吸収されてしまつたのである。

## 二 開墾公司とその私佃

以上のように、屯墾局からみればただの官佃でしかない開墾公司ではあるけれども、その公司的果す社会的役割、当時の農村社会における階級的位置は明らかに地主階級そのものであつた。そこで、本節ではまず公司そのものがどのような内容、性格を有するものであるかを検討し、次にその公司の許に招集された佃戸がどのような農民であるかをみ、更に両者間に存在する関係がどのようなものであるかを探つてみたい。

これらの開墾公司は、大まかにいえば、『資を集めて業を営む<sup>(16)</sup>』と簡述されているように、一般に複数人の資金を一つに集中して事業を営む会社であるが、ここでいう業とは地主經營を指している。中国には古くからかかる合資形式（合股）は存在しており、その所有者にても、すでに『官界が多数に居り、紳界が之に次ぎ……』と明らかにされているように、現任官・郷紳がその土地所有を独占している。かかる状況では、その經營内容においても、

よりすすんだり方を推定することはまことに困難である。

以下、明らかになしる限りで、個々の公司及びその所有者の実名並びにその所有者の経歴等をあげ、更に公司の実際の經理人名やその土地所有面積なども整理して一覧表を作つてみると、左表のようになる。このようにわかつているもののみを一覧してみるだけでも、やはり現任官の多いことがよくわかる。そうした傾向を新聞では“公

公司名	代表者名	経歴	経理人名	備考
宝善公司 <sup>(23)</sup>	富農公司 <sup>(22)</sup>	阜豐公司 <sup>(21)</sup>	? 公司 <sup>(20)</sup>	植本公司 <sup>(19)</sup>
翟鳳儀	葉恩忠	查敬吾	謝維嗜	方玉山
宝善源錢舗？	抱告	江西候補、知總	湖南知縣	光緒三十三年
		燕湖三年	鎮守府副官長	學翰林、新科編修
			趙翟翟行伯希已元璜	
			余地のみある。	民国三年の新開

司の田は官界が多数に居る”と称しているのであるが、ほかにも“彼の公司の執戸は半ばは富宦に属す”とか、“富裕の紳宦はすなわちその地段の佳美なるものを選びて先を争いて購買す”とかいわれるよう、現任官たちは、その地位を利用して、また時にその豊かな財力にものをいわせて土地集積を行つたものと思われる。

ところで、これらの公司が屯銀局から土地の払下げをうけるにあたつては、“畠ごとに押板本洋三元を収し、

和合公司 <sup>(24)</sup>	章德潤
服疇公司 <sup>(25)</sup>	
兆年公司 <sup>(26)</sup>	
養雲公司 <sup>(27)</sup>	
慎德公司 <sup>(28)</sup>	
元豐公司 <sup>(29)</sup>	
	司事 朱虎臣
	か恒豊と同じもの

永租の印照を給与す<sup>(31)</sup>といわれるよう  
に、一畝につき三元の洋銀を貸出保証  
金として支払つており、そのかわりに  
公司は永久租借の権利を獲得している  
のである。だが、こうした条件は当時  
かなり恵まれたものであつたらしく、  
これを悪用してぼろもうけをするもの  
が少なくなかつたようである。例え  
ば、当時の新聞に、

其時、局無善章。任其領墾、銀局只知售田公司、商賣得而射利、局章每畝三元、商賣親相授受、加至五六元之  
多。甚至有不費一錢執田千百畝者。<sup>(32)</sup>

といわれたり、また、

湖内公司久立、実有資本金者無幾、大都隨領隨売。以三元領者五六元壳之。即以出壳之款為領墾之款、一転手  
間利已倍蓰、故公司之巧者不一錢得田数千畝、公司与屯墾局員朋比為奸、前墾局員彭令前県幕陳某与某公司勾  
串、各獲利二万金之多。<sup>(33)</sup>

と報ぜられるように、開墾地の払下げが行われる際に、その中間媒介者なるものがあらわれ、まず屯墾局から三元  
辛亥革命前後における安徽省蕪湖県の開墾事業と農民鬭争 小島

で買取つたものを更に五六元で売り、自分自身は一銭も費やさずして多量の土地を蓄積したり、多額の金をかせいでやりするものがあらわれたというのである。そのからくりは公司と屯墾局員とがぐるになつてはじめて行いうるものであり、こうした両者の関係があるからこそ、土地所有状況においても、現任官や郷紳の占める割合が必然的に多くなるし、また小土地所有者の土地までもが公司に併合されるのを許してしまつたのであろう。

これらの公司は、一方では佃民（官からみて）と称されながらも、その実質においては通常の地主支配下の佃民とは全く異なり、その社会的位置・経済的立場においてはまさに地主そのものであつた。例えば、公司が国家に納める地租についてみても、『あらゆる領墾公司及び湖民は均しく佃戸たり、敵ごとに租穀一斗・麦租錢一百文を繳む<sup>(34)</sup>』と規定されているように、一戸ごとの地租は稻米一斗と麦租錢一百文のみであり、これは他の通常の土地所有者の税糧にはば見合つている。<sup>(35)</sup>このように、開墾公司は、一方で『佃民』などと称されつゝも、一方では、清朝体制下における地主階級としての立場と役割とを明らかに担つていたのである。

では、これらの公司の許に招集されたその私佃はいかなる農民であつたのであろうか。当時の新聞には、

該湖開佃民、除土籍十成之二外、余係河南・湖北等省人及江北廬江県無為人居多数。類皆破斧沈舟、麥壳家產、舍己之田以芸人之田。<sup>(36)</sup>

とか、また、

偕來之屯戸、多為湘予客籍<sup>(37)</sup>

と報ぜられるように、そのほとんどは他省（河南・湖北・湖南）や安徽省の他県（廬江）からやつてきた流氓の民

であり、土着の農民は僅かに一割にとどまるとしている。

ところで、これらの佃戸は公司との間にどのような関係をもつていたのか、まずは、公司から佃作地を借入するに際して、

紳商所購田、招人承佃、始來者不用繳呈資款、任其墾種、及其成熟、即許永遠承佃該田。<sup>(33)</sup>

といわれるよう、当初開墾に従事した佃戸は、特に公司に金錢を支払う義務がなく、その土地が耕地化され、実際に収穫が可能になつたときには、その佃作地に対し佃戸の永耕作権を保証するという。

それは、開墾当初の佃戸たちの苦勞への報償と奨励の意味が含まれていたのであろうが、開墾に注ぎこまれる佃戸自身の労働力と経費を思えば当然の処置といえよう。このように開墾当初には、一応かなり注目すべき配慮がなされていたようであるが、他の資料には、

至万春圩放墾、佃戸先繳押板於公司、而後佃田。<sup>(34)</sup>

という記述もあり、公司が屯墾局に納めるのと同じ名目の金錢が、佃戸から公司に納められたのちにはじめて佃作の行われる事が指摘される。開墾事業が安定し、軌道に乗り出すに従つて公司は僅かではあつたが、自分が屯墾局に支払つた代価を佃戸に肩代りさせることを要求するようになつたのであろうか。それとも、すぐ前に述べた佃戸の“無料借入”という事実は当初のごくわずかの事例の指摘にすぎないのであろうか。

公司が佃戸から押板銀を畠ごとに三元とするという事実は、光緒三十三年の順天時報にも、

佃民云、業主以三元之母財、而毎年可收一元七角之子財、不四年數倍其母財。<sup>(40)</sup>

と記されており、公司が佃戸から畝ごとにとりたてる三元の元金は年々一元七角の利子と生み出すことができ、四年もたたないうちに元金に数倍する金額に達するという。かかる押板銀のとりたては、それが高利により多額の利益を生み出す故に、あるいは佃戸に与えた永耕作権をはるかに上まわる価値をもつていたといえるかも知れない。では、かかる公司・佃戸の関係のある中で、佃租額はどれほど決められていたのであろうか。光緒三十三年の順天時報によると、

各公司執戸、概以熟田目之、按畝索租一百四十斤。<sup>(41)</sup>

といわれ、宣統二年の東方雑誌には、

畠須照湖内定章、毎畝繳足一百四十斤。<sup>(42)</sup>

といわれるよう、一畝ごとに一百四十斤（石に換算すると一石一斗四升になる）が要求されていたようである。引用文中にもあるように、この佃租額は湖内定章（恐らく屯墾局によつて定められたものであろう）によつて規定されているものであり、恐らく当開墾地域における共通の佃租額と考えて間違いはないであろう。

万頃湖の開墾地における畝ごとの収穫高がどれくらいなのか、現在のところ全く不明であるので、この定額佃租がどの程度の負担率になるのかはわからないが、江南でも生産力の高さを誇る蘇州府においてさえ畝ごとの佃租額は実質一石二斗<sup>(43)</sup>であることを較べてみると、万頃湖地方における一石一斗四升の佃租額は相当に高額なものであるといえよう。

すでに清末の江南地域では、重租（多額の佃租）であることが地主体制を維持するに当つて非常に危険な要因に

なりつつあり、開明的な地主の中からは、かかる地主体制の危機的状況を開闢するため、減租を実行するようには提唱するものもあらわれて(<sup>44</sup>)いるのであり、一石二斗といふ佃租額にして然りであることと較べれば、開墾地にいきなり一石一斗四升の佃租を強制することがいかに危険なものであるかは容易に想像されうるであろう。

しかも、公司が官に納めるべき税糧は、高額な佃租にくらぶるに、何と稻米一斗と麦租錢百文にとどまるのであり、その限りでは税糧が高額であるから佃租額を高くするという口実はなりたないのである。かかる公司と佃戸の負担額のアンバランス、地主による高額の中間搾取、そしてこれを法的に認める屯墾局のあり方は、当然、佃戸たちの強い不満を呼びおこしたであろうし、佃戸たちの両者（公司と屯墾局）への反撥は予測に難くないであろう。

### 三 光緒三十三年の抗租

開墾事業を実施するに先立つて、信恪・張之洞らによつて提出された上奏文中には、すでに開墾実施後の佃租徵収のしだいが、

惟、開荒需費、准領耕後、第一年免租、第二年繳租之半、第三年再繳全租。<sup>(45)</sup>

と規定されており、屯墾局から土地の払下げを受けた官佃（公司がほとんどだが）は、国家に納める税糧の年限を、領耕の後、第一年目は全額免除、第二年目はその半分、第三年目になつてはじめて佃租を全額納めることとされていたが、一方、公司の私佃も、

按照局定章、成熟後、第一年免租、第二年半租、第三年全租、去年水災、今歲始能作成熟、第一年辦法公司不辛亥革命前後に於ける安徽省蕪湖県の開墾事業と農民鬭争 小島

尤、佃民遂有聚衆抵抗之議。<sup>(46)</sup>

といわれるように、上奏文中の規定と同様の規定が使われることとなつていていた。

ただし、上奏文中では「領耕後」とあるのに對し、屯墾局定章では「成熟後」となつており、両者の表現においてかなりのくい違いが認められる。いざれが現実に適用されることとなつたかはいまのところ具体的な事例を通じてしか知ることができない。まさか、官佃（公司）の税糧は「領耕後」であり、公司の私佃は「成熟後」と區別されているというのではあるまい。

一体、何年が第一年度とされるのか、すなわち、「荒地の耕地化」が可能となつた年は何年であるのか。どの程度の収穫情況をみて「成熟」と判定するのか。これらは農民たちの生活を直接に左右するものであるだけに、極めて重要な問題であつた。それ故に、まさにこの判定をめぐつて佃戸と公司との間に尖銳な対立が生れたのである。

佃戸たちは、光緒三十三年の秋に、"佃戸は辛苦すること三年にして、去歳はじめて成熟"したのであるが、"去年水災ありて、今歳はじめて能く成熟を為す"として、今年度こそが、「耕地成熟の第一年度」であるとして、その年の規定である全額免除の要求を公司に提示した。ところが、公司側はこの佃戸の要求を認めないばかりでなく、"各公司の執戸は、概ね熟田を以つて之を目し、畝を按じて租一百四十斤を索む"というように、第三年度の規定である佃租の全額を納入するよう要求したのである。

この両者の要求を通じて、開墾開始時からのしだいを整理してみると、公司は光緒三十一年を領耕開始第一年目とし、同三十二年を第二年目、そして同三十三年を第三年目とする計算の上に、判断の基準を置いているようであ

る。張之洞らの上奏文が光緒二十九年であり、水利工程が同三十年に実施されたとするならば、かかる整理も一定の妥当性を有するといえるであるう。とするならば、公司側が考へてゐる「成熟」とは上奏文中に規定される「領耕」を意味することになり、両者の表現のくいちがいは、實質において同一のものとなる。一方、佃戸側は定章にいう「成熟」を文字通り追求することにより、光緒三十三年をしてはじめて成熟後の第一年目であると主張し、佃租の全額免除を徹底して要求したのである。

ところが、当年の租額要求については、公司から両江總督にあてた文章には、『本年は局章に遵照し、率を高低して半租を收す』<sup>(47)</sup>としており、また佃戸の側でも、『墾戸の意は半租を認むる願う』<sup>(48)</sup>とする報道があり、前の整理とは全くくい違つてゐる。いずれをとるべきか。まず、すぐに気がつくことは、このように、公司と佃戸間に『半租』<sup>(49)</sup>という点で全く見解の一一致がみられるのなら、抗租事件は勃発する必然性をもたないことである。

そこで、これらの主張の中から最も妥当性の高いものを探し求めてみると、事件発生の原因として、『不納租期内に、我輩の全租を硬索す、佃民公憤してかくの如くの衝突あるを致す』<sup>(50)</sup>とする指摘があること、公司から両江總督へあてた裏文は、抗租事件後、その弾圧を要請するために書かれたものであり、自分の立場を合理化しようとする狙いのある文章であること、また佃戸たちが半租を認めるとする記事は、事件を收拾するために出された安徽巡撫らの半租提案を佃戸たちが呑んだものであると思われるのこと、また、そうした佃戸たちの了承に対して、『墾戸の意は半租を認むるを願う。公司一味は固執して以つて衝突するを致す』<sup>(50)</sup>。といわれるようだに、公司側はそれさえも拒否しているようすがうかがわれること等から、当年の佃租額の要求は、やはり公司は全租を、佃戸は全額免除

を要求していたのだとするが、最も正しいと思われる。

このように、公司は公司で「領耕」後の年数の単純な経過のみを楯に、当年の佃租は全額を納むべきことを要求してきたのであるが、佃戸にはまだ公司の自作農さえ強引に公司の下に組みこんで佃戸化するあくどさ、公司的『水利の堰を不顧に置く、被水を復するの外、草率完工、去夏決口の患に因り……』といわれるようなふまじめさ、佃戸から先取りされた三元の押板銀が年々一元七角の利子を生み、四年もたたないうちに元金に数倍する利益がもたらされることへの不満等々がその底にあつたために、簡単には佃租の全額を納める気持などにはなれなかつたと思われる。

確かに、光緒三十三年は『今年の私収は中稔なり』といわれるよう、かなりの収穫を確保することができたのであるが、その佃租額については、公司と佃戸とでは全く思惑が違つていた。すなわち、両者の間では全く違つた判断が行われ、全く異つた要求が出されることにより、お互に真向うから対決せざるを得なくなつた。

すでに述べたように、光緒三十三年は佃租の全額免除の年であるとする佃戸の要求は、公司側に全く受け入れられなかつた。そのため、佃戸たちは衆の力を恃んで力により公司に対抗する方法を選ぶしかなかつた。それは具体的には、

佃民遂有聚衆抵抗之議、於是固結團体、要求免租。<sup>54)</sup>

といわれるものであり、佃戸たちが多勢集つて固く団体を結成し、公司に抵抗の姿勢を明確に示すことにより、佃租の全額免除を要求する圧力とするものであつたが、一方の公司側も、

彼公司執戸、半属富宦、見佃民不能遵其命令、勢將加之以強迫手段<sup>(55)</sup>。

と、佃戸が公司の命令に遵わないようすをみてると、ついに“強迫の手段”にうつたえて佃戸に圧力を加えようとした。かかる推移がもたらす必然的な結果は、両者の間に力と力による激突を生ぜしめずにはおかなかつたのである。

かくて惹きおこされた事件の顛末を、次に具体的に整理して述べてみる。<sup>(56)</sup> まずははじめに、某公司の主人が万頃湖の巡警勇（屯墾局付）を率いて、李という佃戸の米穀を數十石奪つた。佃戸たちはこの暴挙にますます怒りを燃え上らせ、その主謀者が富農公司の葉某（鳴鸞）であると疑い、衆千余人を聚めてこれに抵抗する方法を考えた結果、『彼（＝公司）野蛮を以て来る、我等も宜しく野蛮を以て之に応すべし』との判断に一致し、ついに葉の家の租米一千余石を奪いとつた。この佃戸らの行動に対し、屯墾局の巡警勇は銃を発砲して嚇かしたが、佃戸たちはこれに全く屈せず、ますます抵抗を強化して、ついに銃を数丁、着物を数着奪い去つてしまつた。

そこで、かかる佃戸たちの攻撃力に抗し切れなくなつた公司側は、これに対処するため、兩江總督にかなり大げさに報告し、弾圧を要請した。少し長くなるが、事実の経過を詳しく知る手がかりにもなるので次に一部を引用してみると、

竊職富農公司領地、全係已廢北、宝善公司地段在上、佃戸多係旧有之佃、其間良莠不齊。思勤令退佃、奈無間可乘。恐予藉口反激事變。本年遵照局章、高低率、收半租。詎該佃等藐法抗租。在慈善廟三聖殿等處、糾衆拝会、斬牲盟誓、希図抗拒官兵。風聞有著名会匪、潛縱來湖、暗雲兵械、勾結衆佃、專事搶掠公司以充逆餉。初

四日晚眞得確耗云、有李寶貴囮謀起事、約期初五日、搶抄富農公司、是日請晨、果有許相生許老五等、統率鄰

近公司佃戸數百人、搶劫職公司倉穀、計失去、自耕田稻五百余石、分稻田稻三百余石、外來租稻二百余石。是

晚楊本成李中山・但春泰等復率千余人、來開公司、起意殺職、全家大搜不獲、竟將職公司錢衣物擄掠一空、管  
帶巡警隊何委員聞警往解救亦被圍攻、固衆寡不敵、軍械号衣悉被劫去。幸職携眷、先与何委員乘夜冒險出圍

繞、由港逃脫、否則必遭戕害、似此集衆橫行、形同叛逆、處不添兵辦剿、恐釀巨患。……計開、李寶貴・楊本  
成・李中山・許相生・但春泰・許老五・馮之元・康鑒子以上八名為盲人。李中純・談天貴・馮之偉・黃大鵬・  
□奎太・李方勝・劉宗鰲・范有發・許榮發・許千祥以上十名作為從人。<sup>(57)</sup>

といつたものである。これによると、佃戸たちは法をあなどつて抗租闘争に立ち上つたが、その際に彼らは慈善廟  
三聖殿に拝会して、いにえをほうむつて盟を誓い、官兵を抗拒することを図つた。その中には著名な会匪も潛入  
しており、佃戸と結んで公司を搶掠して彼らの資金にあてているとの噂もある。八月五日の朝には許相生・許老五  
らが近隣の公司の佃戸を率いて富農公司の倉穀を奪い去つたが、その夜にも楊本成・李中山・但春泰等が千余人を  
率いて同公司にやつてきて、葉らを殺そうとはかつたがみづからず、ついに同公司的錢や衣類をことごとく掠奪し  
た。そこで、警を聞いた巡警隊が、これを救うために赴いたが、衆寡敵せずで、武器・軍服はことごとく奪いとら  
れてしまつた。かかる集衆横行をほつておいたなら、必ずや巨憲を釀成するであろうといふ。

そこで、かかる要請を受けた兩江總督は、ただちに江蘇省の曉籍の道員陳維彦を派遣して調査せしめたが、もし  
佃戸たちが衆を糾合してその捕縛を拒むようなことがあれば、即座に打ちころしてもよいと命じた。陳道員は七日

に蕪湖にやつてきて、文仲雲（税關の道員）と相談したのち、ただちに巡防の都戎張芳馨を派遣して鎮圧せしめた。軍隊はそのまま当地に駐留し、佃戸たちの動きを封ずることができたが、この事件の收拾をどのように行うかでは、意見が真二つに分れてしまった。

鎮圧に参加した四人の指導者のうち、軍隊指揮者の張芳馨都戎と李葆林副戎は、『湖民をして半租を納めしめて以て和平に結局するを期す』とする半租納入案によるおだやかな解決策を提起したのに対し、陳維彦道員と謝鳳崗知県は、『此の辦法を以て得体となさず。けだし謂らく、此らの刁風は長すべからず、首要を勦辦するに非ざれば其の余は徹しむに足らず<sup>(58)</sup>』として、あくまでも抗租の指導者をとらえて懲罰を加え、他日に備えようとする強圧策を提案した。

これらのうち、前者は安徽巡撫馮煦らも力説するところであり、馮煦は富農公司の稟文（前出）を批判して、

湖佃聚衆抗租、情本可惡、然使先事者善為措置、亦何致決裂至此。拝称、有著名会匪潛來勾結、專事搶掠、以充逆餉、並屢在慈善廟三聖殿等處、糾衆挙会、斬牲盟誓等語。查、該公司當日招佃、本多來歷不明之人、良莠最為混雜、所稟各節誠不能保、其必無是。該公司當先職其咎矣。……總之、聚衆抗租為首諸人、本有應治之罪。其所以抗租之由、公司當自知之。當能善処之。該佃等終歲勤苦、博升斗謀一飽、公司既分其利、應視如家人一般、已饑已溺、痛癢相關、庶永遠相安、各有無窮之利益。迭經電飭蕪湖文道等督飭謝令、持平辦理、解散墾戶為一事、請查奸究為一事、息目前之爭、即以杜異日之患、亦該公司之福也。<sup>(59)</sup>

といい、佃戸の聚衆抗租にはもとよりにくむべきものがあるが、公司側にも先事者がその措置にあやまりがないな

らばこのような決裂はおこさずに済んだはずだ。佃戸の中に会匪が潜入して搶掠を専事するというが、それは公司が佃戸を招集したときにして混入しているのであり、良莠の混雜ははじめからわかつてはいたはずだ、その点は公司自身が責任をもつべきことがらである。また公司は佃戸がなぜ抗租せねばならぬかの理由をよく理解し、これに善処すべきである。佃戸たちは一年中勤苦しているのであり、公司もその利益にあずかつてはいるのであるから当然佃戸は家族同様にみなすべきである。そしてただちに目前の争をやめて、異日の患をふさぐようにしなさいといふ。

結局のところ、陳維彦道員は湖内に自らの田地を有する（恒豊公司）として、自らこの事件から身をひき、また謝鳳崗知県も湖内に自分の田地を有する故に、公平な立場に立ちえないとして、安徽巡撫によつてその職を罷免され、『半租』納入による平和的解決策が文仲雲道員によつて公示されることとなつた。<sup>(6)</sup>

かかる過程を経て実施に移された『半租案』ではあつたが、これもしよせんは佃戸の全額免除要求と公司の全額徵収要求のちょうど中間をとつた折衷案であるにすぎず、しかも両者に納得されて発令されたものでない以上、これが両者によつて必ず守られる保証などどこにもなかつたのである。

元來、当年の事件は佃戸たちの強い全免願いに端を発したものであり、公司・官憲の聯合になる佃戸への彈圧をはねのけて鬪われている抗租闘争であるので、かかる半租という折衷案はなかば公司の立場を保護する立場でうち出されてきてはいるといえるのであり、究極的には国家への税糧を確保する狙いがこめられているといえよう。それ故に、この折衷案は佃戸たちにとつて大いに不満とするところであり、これに対しても遵おうとしない佃戸が続出することとなつたのである。

例えば、『湖民の但春泰らはついに抗して遵わざ』<sup>(61)</sup>として、捕えられて県の監獄につながれ、また『現に湖民の狡猾なる者は稻穀を售賣して一空となし、何處に潛往して僅かに余の老幼が食を守るのみ、各公司は迭たび県に稟して租を索むも、十室九空にして官もまた之を如何ともするなし』<sup>(62)</sup>という状態となつた。

そこで、公司の側も『租既に取償すべき無きをもつて必ず首要各犯を厳弁して始めて和平了結するを允すべし』<sup>(63)</sup>とその彈圧強行の方針を再度提起するに至つた。その結果、張芳馨都戎の軍隊が出動され、当地に駐紮してその取締りにあたることになつたのだが、結局のことろどのように拾收されたかは不明である。

このように、光緒三十三年の抗租は、開墾事業の初発から作り出されていた公司と佃戸の鋭い矛盾が爆発したものであり、その結果、佃戸たちの抵抗が、公司にほとんど収租せしめないほどの効果を上げたのである。

#### 四 宣統二年の抗租

光緒三十三年の抗租は、佃租の徵収開始をいつからとするか、すなわち、光緒三十三年を成熟後の第一年度として佃租の全額を免除するか、それとも第三年度と同様にみなして全額徵収とするかで争われたのであるが、宣統二年はそれから更に三年が経過しており、すでに開墾の成果も十分にできあがつている年であるゆえに、当年の抗租はまさに湖内定章に定められた佃租額の多少をめぐつて展開されることになつた。

湖内定章に規定された畝ごとの佃租額は、すでに述べたこともあるように一百四十斤±一石一斗四升である。この規定額自体は生産力の高い蘇州府でさえも一石二斗であることとくらべてみればよくわかるように相當に高額な

ものであり、開墾後まもない佃戸たちにはたいへんな負担であり、これに対する不満はいつか爆発する必然性をもつていたといえる。

こうした不満を代表し、この高額佃租に最初の注文をつけたのは、翟鳳儀の經營する宝善公司の佃戸王開甲であつた。<sup>(64)</sup> 王開甲は宝善公司を相手に一百二十斤以上の納租は認めないとして、一百四十斤の規定佃租額を拒否し、これに抵抗する姿勢を明らかにした。これに対し、公司側は一百四十斤を主張して譲らず、屯墾局の局員に依頼して、局勇を随えて王開甲らを弾圧せんことを要請した。こうして、公司も佃戸も互に一步も譲らぬ構えを見せたので、ついに大衝突をひきおこすまでに発展してしまった。

佃戸の王開甲は多勢の仲間を彼のところに糾合し、翟鳳儀と力による対決を辞さぬ構えを示したので、翟鳳儀は形勢よからずとみて、急遽隨丁を派遣してこれを解散せしめようとしたが、佃戸たちはいよいよ集まるばかりであり、しかも、翟の隨丁は縛り上げられ、翟鳳儀さえもとらえられてさんざんに侮辱を与えられ、その上、局勇さえも痛殴される始末で、翌日隣佃の調べをうけて始めて釈放されるというありさまであった。

こうして、佃戸たちの減租闘争はしだいに熱を帯びてきたのであるが、その勢にのつた王開甲たちは、『また謡言を捏造し、其の詞を誇大し、各佃は遂に蠱惑せられて団体を邀結し、全湖は罷租す。并びに声言するに、必ず屯墾廠をば之を一炬に付して後已む。』といわれる如き行動に出た。すなわち、各方面に宣伝を行い、団体を結成して万頃湖全体の佃租不払いの鬭争を組織し、更には屯墾局さえも焼き払うと宣言したのである。

このように、宝善公司の一佃戸が減租を要求したというそれだけのできごとがきっかけでありながら、それがそ

の後周囲の広汎な佃戸たちの支持をうけ、単に一佃戸対一公司の対立に止まらない大鬭争にまで発展していくたのは、すでに述べたようにそれだけの不満が佃戸たち全体に内包されていたからである。それ故に、この鬭争は、次々に別口の地主・佃戸間の鬭争を生み出していった。

例えば、八月十七日には、布政使余誠格の經營する慶豐公司のものが、湖内で集めた佃租を民船につんで楊青渡地方に運ぼうとしていたところへ、湖内の佃戸数百人が群がり集つてきて、その佃租としての稻やその他洋銀、衣類を一つ残らず奪い去り、その上、その民船までもたきこわしてしまつた。船中にいた經理の余月川はすきをみて逃げ出し、幸いにして傷を負うこととはなかつたが、佃戸たちのようすはますます不穏な形勢にあるといふ。

八月十九日には、道員陳維彦の經營する恒豐公司の經理人である朱甫臣が、二横港地方で佃租の徵収をしているところへ、糾集された佃戸たちが大勢おしあげ、朱甫臣の手足を縛りあげて麻袋に押し込み、かつて湖心の蘆灘にまで運びこみ投棄した。朱甫臣は二日間の搜索ののちはじめて発見され、幸いにけがすることはなかつたようであるが、寒さと餓えのために“狼狽すること堪えざる”ようすであつたといふ。

そこで、両公司の經理人たちはこの事件の処置を万頃湖の督辦である皖南道の李道員に要請すると、李道員はさつそく巡防營の兵士四十名を派遣して、これを弾圧せしめるとともに、蕪湖知県の何敬敷を万頃湖に赴かせて、佃戸たちに解散するよう説得せしめたが、佃戸たちはなおこれに従おうとしないといふ。

このように、官憲による説得も弾圧も事態を少しも解決する方向に導かず、各公司による収租は相変わらずはかばかしくすすまなかつた。そこで、公司側（宝善・慎徳・養雲・恒豊・服疇・兆年・慶豐等）は、特に八月二十六日

に慶豐公司で会議を開き<sup>(66)</sup>、"刁佃の抗租や搶劫"に関する話し合いを行つた結果、翌日、兩江總督・安徽巡撫・江寧將軍の三大憲に電報で次のような内容の要請を行うことを決定した。

万頃湖宝善佃戸王開甲・王慶雲等、聚衆抗租、捆毬經理局勇、久緝未獲。致慶豐租船復該党白昼搶劫、恒豊經理、被潘日盛等捆去、道憲派兵彈圧、該党鳴鑼聚抗、全湖牽動、租不能收。現在情形日棘、勾結日多、不特官賦無着、勢将釀成巨患。墾迅飭道憲会官、嚴拿首要、并將不法之人、分別驅逐以遏亂萌、而重賦課云云。<sup>(67)</sup>

この電文は彈圧要請のために書かれたものであるから、事実がかなり誇張されて報告されているきらいもあるうが、抗租や搶劫を行つた佃戸たちを弾圧するために派遣された軍隊に対しては、"鑼を鳴らして聚り抗す。全湖が牽動して租は收する能わざ"といわれる強い抵抗力を示し、しかも、その情勢は日に日に悪くなり、佃戸の結合も日に日に多くなつてゐる故に、巨患の釀成さえも危ぶまれる状態にあるとされたのである。

このように、宣統二年の抗租鬪争は、全体の経過においてほぼ佃戸のペースで実行され、官憲の弾圧に対しても相當に強い抵抗力を發揮して、事態の收拾においては、非常な困難を予測せしめる情勢を作り出しているといえど。当年の抗租がどのように落着したかは、現在のところ資料的に全く明らかになしえない。

## 五 辛亥革命前後の状況

本節では、辛亥革命の直前（宣統三年）と直後（民国元年）の状況を検討するが、両年共に光緒三十三年や宣統二年の如き大規模な、しかも力による激突があつたわけではない。あるいはあることが予想されてもそれが証明さ

れるわけではない。

しかるに、ここで特に一節を設けて辛亥革命前後の様子を調べてみるのは、既発の抗租闘争が辛亥革命においてどのような意義をもちえたのか、宣統三年、民国元年における佃戸たちの抵抗が辛亥革命とどのようなかかわりありいのうちに展開したのか、それはどのように解釈しうるのかを少しでも明らかにしたいがためである。

宣統三年の状況を伝える資料は、現在のところ次のものに限られる。

蕪邑万頃湖、向為江寧將軍牧馬場、荒廢已二百余年、年前始広招公司、繳價領墾、自公司墾熟之後、銀費已屬不資、佃戸之刁狡抗租不納者又比比皆是。公司獲利甚微、墾務前途已覺大受影響。乃江寧將軍鐵良忽與江督張人駿会奏、欲發還公司原繳之價、將各田一律收回。查原繳之價、雖僅每畝三元、而開墾所需實倍放所繳。今每畝實值九元有奇、乃僅給還原價、即欲收回、顯係持威強取形同擾奪。此案一經奏准、吾国有志墾務者、恐皆聞風裹足矣。<sup>(63)</sup>

これによると、公司は開墾のためにすでに多額の費用を注ぎこんでいるのに、その土地を借りている佃戸は、ほとんどが皆するがしこく且つふてぶてしくて、佃租とほとんど納めようとしないので、公司の利益ははなはだ微少であり、開墾事業はすでに非常な影響を蒙っているという。

すなわち、この記事は光緒三十三年、宣統二年等に発生した抗租闘争はいうまでもなく、佃戸たちの日常的な必ずしも顯在化しない根強い抵抗も含む不斷の闘争が、万頃湖周辺の農村社会の底流として存在し、それが開墾事業の前途に大きな不安を生み出しているようすを伝えているといえる。

ところで、ここでいう開墾事業の前途とは一体誰の前途なのか、もちろん抗租を発動させる佃戸のものではない。では公司の前途か、それともこの開墾事業に旗民の生活保障を求めた官憲、特に江寧將軍・兩江總督らの開墾管理者の前途であるのか。

前記引用の後半の部分を次に検討してみると、江寧將軍と兩江總督は公司が開墾地請負いの際に支払つた畠ごと三元の押租銀を返還し、公司からその土地を回収しようとはかつていることがわかる。なぜなのか、筆者は次のように推測する。

まず、彼らにはこの開墾事業を通じて旗民の生活を安定させるべき義務があった。そして、その資金はすべて公司から上納される税糧そのものにかかる。ところが、公司と佃戸との間には尖鋭な矛盾が存在し、頑強な抗租闘争は公司の佃租徵収を無力化し、結局は公司の税糧納入に影響を及ぼしていくことになる。そして、佃戸の抗租闘争を挑発する要因に、公司の貪慾な佃租額の要求があるとすれば、この中間搾取者の排除は無理からぬ案となる。

かかる推定が、当を得ていてするならば、開墾事業の前途に一番の不安を感じていたのは、まさにこの開墾事業を提案した官自体ということになる。それ故に、開墾事業の推進過程で毎年佃戸との間に摩擦を生じ、佃租徵収に混乱を生み出し、その度に官の手を煩わせる公司の經營のあり方は、これを監督管理する立場にある官憲を悩ませたであろうし、恐らく、それ以上に税糧への影響が悩みの種であつたろうと思われる。

そこで、官側は各公司から原価三元でその土地を買戻そうとしたのであるが、これに対する民立報の評価は、

"原繳の価は僅か畝ごとに三元なりと雖も、開墾に需うる所は實に繳むる所に倍放す。今、畝ごとの実値は九元有奇なり。乃わち僅かに原価を給還し、ただちに收回せんと欲するは、頗かに威を持して強取し、形は擾奪するに同じに係わる。"といひ、はつきりと公司の立場に立つて論を立てている。公司にしてみれば、すでに開墾のために多額の費用を注ぎこんでおり、それ故に、今は畝ごとの値段の九元近くに達しているのであるから、僅か原価の三元で買戻されたのでは、奪い取られたのも同然だということになり、これも無理からぬ主張である。こうして、官憲・地主共にお互いに譲れぬ事情をもつており、両者間に解決困難な矛盾がもちこまれたことになつた。

しかし、こうした支配者間の内部矛盾も、佃戸がおとなしく、公司の要求する佃租額をただただ納めていれば決して生れることはなかつたであらう。湖内定草等の取決めももともとは官と公司の合意の上で決定されたものであらうし、現任官・郷紳の多い公司と官との間が、そう簡単に分裂するはずがないからである。それだからこそ、かかる内部矛盾を支配者間に生み出した佃戸たちの鬭争の力量は十分に評価されねばならないのである。

かかる諸矛盾をかかえながら、安徽省蕪湖県も辛亥革命の波濤の中にまきこまれ、革命政府の樹立が実現した。<sup>(68)</sup>

蕪湖県は揚子江の中流に位する大都市であるために、その上流と下流地域の革命運動を結びつける上では重要な役割を担つていた。安徽公学を中心とする革命派の活動は、当地の革命運動を創造すると共に、更に外部との交流の一つの拠点をもなしていた。その蕪湖県における革命は、一九一一年九月十九日の独立宣布で達成された。軍政府の中心的指導者は革命派の吳振黃であり、司令には蕪湖に駐屯していた軍隊の副戎李葆林が就任、革命派の劉祺がその參謀長となつた。このように革命軍政府は革命党員の指導性のもとに組織されていきはしたもの、その構成

員の中には、旧清朝官吏たる蕪湖閔道の李宝林が同じく蕪湖閔監督として留まり、また旧蕪湖県知事たる朱绣封は蕪湖県長として健在であった。

民国初年の佃戸たちの抵抗は、かかる政権下に起つたのである。一九一一年六月一日付の民立報は、当時の佃戸のようすを非難して、

万頃湖佃民朱在田・楊青山・楊家掌・汪宝川等著名刁佃、陽則私結党羽、抗拒東租、陰則斂索訟費、計罔謬騙。去歲破圩、該先收獲囊中、更不空乏。該湖原有屯墾專員、光復後因經費支絀太、再設立僅由業主公立農會專司屯墾之職。該佃等隱恨已久、時欲推翻。日前由汪宝川捏詞誣控、該會會長丁君桐軒歿其孕媳。經檢察庁委驗不実。已經批駁、該佃等特令孕媳服藥墮胎、呈厅請驗、並賄贈厅長某多金、要求將丁收押、該廳長竟信一面之詞、不俟被告申訴、即將丁君收押、目下該會全体不服、除先挽人暫將丁君保出外、一面開會与該廳長弁論、噫刁佃誣東、竟藉錢神之力耶。

といい、刁惡な佃戸たちが徒党を組んでは抗租を行い、また訴訟の費用をあつめてはあざむきを行つて いるといふ。そして具体的な事例として、屯墾局の仕事を担任しようとする農会の会長を訴訟でおとし入れようとしているというのである。この中には非常に重要な内容が含まれていると思われる所以、少しくどくなるかも知れないが次に若干の検討を加えてみることとする。

開墾事業の開始とともに、ほとんど公司と一体となつて佃戸支配の体制を固めてきていた屯墾局も、辛亥革命の発生とともに一時その仕事を中断していたが、革命後の新体制が一定程度の安定を回復するとともに、この屯墾局務

も再開されることになつたのだが、その際これを担当することになったのは他ならぬ地主たちによつて公立された農会であつた。ところが、佃戸たちはすでに長期にわたつて地主たちに恨みをいだいており、この農会専司の新しい開墾地管理の体制は佃戸たちを強く刺戟することとなつた。そこで、佃戸たちはこの地主たちによる開墾地管理体制を打倒するために立ち上つたのである。

具体的な行動としては、佃戸の汪宝川が農会の会長である丁桐軒を訴え、丁が汪の孕つた息子の嫁を殴つたとした。ところがこれを検察庁がくわしく調べてみると事実はそうではないといふ。そこで、農会はかかる佃戸たちの訴訟を批駁して、実は佃戸たちが、その嫁に薬をのませて墮胎させ、それを検察庁に訴える際に、多額の金を検察庁長に贈つて買収し、丁桐軒をとらえるよう請求したのであつて、該庁長はただ佃戸らのいうことばのみをとり上げて、丁桐軒の申訴もまたず、丁をとらえたのだと主張した。現在、農会は全体としてかかる処置に不服であり、暫くの間丁桐軒を保釈させるとともに検察庁長を相手に弁論を行うといふ。

このニュース自体には、多少の歪曲があるかも知れないが、以上の経過を通じて感じとれることがらを一、三指摘してみたい。まず佃戸が金をあつめて検察庁長を買収したということであるが、もしこれが事実だとするならば、その額は決して寡少なものではないであろう。それ故に、そのために団結する佃戸の相互の連帯感にはかなりの密度の高さが要求されることであろう。第一番目には、訴訟という手続きにより地主と堂々と対決するには、原告としての佃戸にそれだけの社会的地位の上昇がなければならぬことである。辛亥革命という政治変革は佃戸たちにそうした社会的地位を不十分ながらも与えうるものではなかつたかということである。それ故に、革命派の新

聞である民立報にこのことが“ああ、刁佃の東を誣するに、ついに錢神の力を藉りるや”と評され、革命派のそうした中傷をうけながらも、佃戸自身の力がこの変革の中で生きていたことを示すとともに、さらに前進しうる可能性を生み出していたと考えるのである。

だが、このように、佃戸自身が自らの力で切り開いてきた道とても、決して手ばなしで喜んでいられるものではなく、地主支配体制の一画を動搖させたにすぎず、地主支配そのものは相変わらず安泰であつた。それ故に、その後も佃戸たちはひきつづきこの鬭争を絶え間なく展開せねばならなかつた。次に民国元年の秋収時の一例を特に掲げ、将来への展望の一助とする。

今歲万頃湖禾苗異常茂盛、圩内高下之田均得十分収穫。為自開墾以来所未曾有。目下正在收割、惟該湖佃民素称強悍、歷年収租無不大起風潮、今歲又有一般刁佃倡首抗租。雖一般田東紛紛下湖、察看禾苗、究不知能保安然無事否。有保護人民財產之責者、當設法以預防之也。<sup>(70)</sup>

民国元年は、万頃湖の開墾開始以来の大豊作に恵まれながら、佃戸たちは早くも例年と同様に抗租をとなえており、地主たちの収租もすでに“安然無事”たりうるかどうかが危惧されているのである。

## 六 結 び

以上、万頃湖周辺の開墾事業をめぐつて、まずその事業の目標・主体・形式・性格等について述べ、次にその事業の推進主体たる官憲や地主に対決する佃農たちの鬭争の実態を明らかにし、それらが同時代においてどのような

意義をもち、また歴史的にどのように位置づけうるのかについて摸索してみた。簡単ながら以下にそれらを総括し、小論の結びとしたい。

まず、開墾事業の目標は、公的には使用されていないところのもと牧馬の地である万頃湖周辺の荒地を、貧窮化しつつある旗民の生活を保護し、また当地域が流氓の住み着きにより無法地域化しかねない状態から守るために開拓を行うことであつた。万頃湖はその湖全体が開拓しうる可能性をもつており、その事業をすすめるに際しては、大規模な水利灌漑工事と多額の費用の捻出が必要とされた。それ故に、この工事は官憲が主体となり、多額の官費の捻出により、官憲（屯墾局）の指導によつて遂行された。

こうして、基礎的な水利施設が完成し、あとはその土地に農民が手を加えて耕地化するだけの運びとなつた時、それらの約十万畝の土地は一般の民戸に払い下げられることとなつた。

ただし、その際官側からは二つの方法が提示され、一部（二万畝）の土地はすでに当地域に住みついて実際に開墾を行つていた流氓の民に与えることとし、残部（八万畝）は公司を対象として払い下げられることとなつた。

かくして、土地払い下げの中心となつた公司は、表面的な装こそ若干近代的なニュアンスを感じさせるが、その主要な構成員はほとんどが現任官吏や官吏予軍備としての郷紳であり、商人の参加さえ数少いとされたのである。これは、開墾自体の成果・前途に対し、一般的の民戸が警戒し、逡巡したことも大きな理由の一つと考えられるが、また、開墾事業の推進そのものが官憲中心に行われ、その中の沃地や適地を現任官並びにそれと関係の深い郷紳たちが、その立場を利用して真先に買い付けてしまつたという特殊な条件とも深い関連がある。

このように、土地の払い下げをうけた公司所有者の大半は、旧体制を代表する官界、紳界の人物によつて占められており、商界のものといえば、同じく旧体制に依存する錢莊出身と予測されるものが一人あるだけである。以上の事実だけを判断の材料とする限り、公司經營にたずさわる人物の中には、この公司を近代的、資本主義的に經營するであろうと考えられるものは一人もいない。

實際の經營においても、それらの土地は十分の八は流氓、十分の二は土著のものといわれる破産農民を佃戸として招き集め、佃戸自らの力で開墾させることにより、その荒地を耕地化し、その収穫の大半を佃租として徴収する旧態依然たる地主の収奪方式を採用したのである。すなわち、屯墾局管理下における公司と佃戸の土地所有関係、収奪方式は、當時の一般的な地主佃戸関係と何ら変るところがなかつたのである。そして、屯墾局を中心とする当地域の開墾事業管理機構も、かかるあり方を是認する故に、佃戸たちの抗租闘争を含む公司への抵抗に対しても弾圧をもつて臨み、公司の保護者としてあるまゝことになるのである。

かかる封建的収奪体制全体を相手に、光緒三十三年・宣統二年・三年そして民国初年と次々に展開された佃戸たちの強い抗租闘争・反地主反官憲の闘争等々は、当該時代にふさわしい反封建闘争として位置づけられ、辛亥革命達成への重要な一翼を担つていたのである。

まず、光緒三十三年の抗租をみると、佃戸たちの団結した力は、公司の全租要求をはねかえし、また官憲の半租案による妥協策もボイコットして、実質的にはほとんど公司に収租を行わしめなかつた。また宣統二年の抗租は、佃戸側からの主体的な減租要求に対し、これを拒否して弾圧を実行した公司側に、佃戸たちが果敢に攻撃をかけ、

"全湖牽動して、租は取する能わざ"とする状況を作り出したのである。両年の抗租を通じてはつきり指摘しうることは、共に"団体を結成"して、固い団結のもとに佃戸たちがその抗租闘争を組織していることである。

辛亥革命前後の状況については、まず直前の宣統三年において、佃戸の根強い抗租闘争が実質的に收租を不可能とし、官による"開墾地買戻し"という案を生み出し、官と公司との間にかなり尖鋭な矛盾を生み出すこととなつた。かかる対立に対しても、革命派の新聞民立報は明瞭に公司の立場を支持しており、現実に蕪湖県で革命が遂行されるに際しては、かかる矛盾のあり方が革命の動向に幸したことであろう。

かかる動向も関連してか、革命派の指導のもとに成立した蕪湖県の軍政府下において、屯墾局の仕事は、地主たちによつて公立された農会によつて管理されることとなつた。しかし、これは決して佃戸たちの望むところではなく、佃戸たちはこの機会に地主の支配体制を打倒しようと考へたのである。その際とられた佃戸たちの方法は、仲間から金を集めて、その資金で検察院長を買収し、農会の会長を訴訟でいためつけようとするものであるが、こうした方法自体が可能でありえたことの中に、佃戸の一定程度の経済的・政治的な進歩を感じとれるであろうし、辛亥革命というものが一時的ではあつたが強固な地主支配の呪縛から佃戸を解放した意義は理解されうるであろう。

同じ民国初年の秋にも、未だかつてない豊収といわれる中で、佃戸の抗租闘争は早くもとなえられ、実際に收租が行われようとする時に、果して"安然無事"たりうるかどうかが危惧されており、その後の佃戸の闘争が切り開くべき展望を暗示している。

(東京都立南葛飾高等学校 教諭)

## 注

(1) 民国八年蕪湖県志卷三十三貨殖志 坊務八万春坊補繳

官荒飭文▽

(2) 同右 △江寧將軍信 署江督張公奏万頃湖牧場撤開辦

屯田招墾摺▽

(3) a 同文滻報 光緒三十年六月二十一日△委查墾務▽蕪

湖內河之万頃湖、自屯墾以來 湖內土民前曰完過糧串、

執業數十年之田蘆、一旦概圈入官、是以土民數千、流

離失所逃散四方。

b 徐慶陞 不慊齋漫存 卷十二 七十二頁△稟張宮保

信將軍▽

惟為湖民乃恩、凡久佔為業之戶、無論有契無契、均賞

給地二十畝、稟由軍督憲主事、計賞去田二萬畝。

一戸あたり二〇畝で總計二万畝の土地を控去するとして  
れば、戸数は当然一千戸となり一戸あたりの家族数を  
数人とすれば全体で数千人となる。これはaに引用し  
た文中の『士民数千、流離失所』とも近い数になる。

c (1)に同じ、坊務八万春坊▽

光緒二十九年間、由兩江總督張、江寧將軍信奏請、開

墾以裕旗民主計、嗣由湖民呈訴、以該民等執有契拋、  
完納編銀、可得謂非民業、旋奉總督周將軍伊批准、提

田兩万畝・庄基五百畝・牧場一千畝給帰湖民、按業攤

派、余田悉由屯墾局發給各公司、按畝繳納押板墨銀三  
元、領田招墾。

(4)(5) (2)に同じ

(6) (3)のbに同じ

(7) (2)と(3)のbに同じ

(8) 順天時報 光緒三十三年八月二十一日△万頃湖屯民糾

衆暴動詳情▽

(9) (3)に同じ

(10) (3)のcに同じ

(11)(12)(13) (8)に同じ

(14)(15) 順天時報 光緒三十三年八月二十七日△万頃湖索

租逼變之原因▽

(16) 同文滻報 光緒三十三年十月二十六日△撫批万頃湖暴

動善後辦法▽

(17) a 時報 宣統二年九月一日△万頃湖風湖調查詳記▽

b 現代支那人名鑑 外務省政務局 三九三一四頁

余誠格 安徽省望江縣人、光緒十五年進士及第、光緒三十

四年四月 広西省太平思順道ニ任セラレ、翌年五月同省按察使ニ陞リ、翌年十二月同省署理布政使ヲ兼ヌルニ至レリ、

翌三十三年六月本任トナリ、宣統元年五月一時病ノ為メ隠退セシモ、翌二年一月再ヒ出テ陝西布政使トナリ、更ニ湖南布政使ニ転シ、昨夏恩寿ノ後ヲ承ケ陝西巡撫楊文鼎ト交

代シ、宣統三年秋革乱ノ勃発ニ及ヒ僅カニ身ヲ以テ免カレ  
爾來上海ニ隠棲シテ又出テス。

(18) (17) a と同じ

(17) b と同じ一五六一七頁

陳維彦 字紹吾 安徽省人

前清時代南京ニ於ケル候補道ニシテ頗ル実務ニ通ストノ評  
アリ、第一次革命後、同鄉人ニ推サレテ安徽省財政司長ト  
ナリシモ就任セス。

(19) (6) • (14) と同じ

(20) a 順天時報 光緒三十三年九月一日△万頃湖屯田索租  
逼变再誌▽

b 民国八年蕪湖県志 卷四十三 職官志 知事

(21) 時報 民国四年七月十四日△蕪湖快信▽ (20) の b に  
同じ

(22) (14) と同じ

(23) (17) の a と (6) に同じ

(24) 民立報 宣統二年九月十九日△屯民將無唯類▽

(25) (26) (27) (28) 時報 宣統二年九月九日△万頃湖風潮近  
情彙記▽

(29) 時報 宣統二年八月二十九日△万頃湖佃民之不法▽

(30) (14) と同じ

(31) (1) に同じ

辛亥革命前後における安徽省蕪湖県の開墾事業と農民闘争

(32) (14) と同じ  
(33) (20) の a に同じ

(34) (1) に同じ 卷二十三・賦稅志 田賦△万春圩▽

(35) 江蘇省蘇州府に例を求める

a 光緒十年刑の陶煦著 租覈 減租瑣議△量出入▽の項  
には、『余元和人也、即以元和之田論之、畝納糧一斗九  
合三勺八抄・銀一錢一分六釐五毫、計錢六百三十五。』

とあり、又同著の△辨上下▽の項には、『納賦者・無紳  
無民、一畝之田毫以糧一斗有奇・銀一錢三分有奇為準』  
とある。

b 民立報 一九一二年一月十三日△追租感言▽

蘇屬漕糧之重甲於天下、然每畝米額不過一斗零、連上下  
忙銀合算、亦不及一元之數、而業主租額每畝至少要一石  
零、折價需五元左右。

(36) (14) と同じ

(37) (38) (8) に同じ

(39) (1) に同じ 卷八 地理志風俗。

(40) (41) (14) に同じ

(42) 宣統二年 東方雜誌 第十卷十号△中國時事彙錄▽

(43) 陶煦 租覈△重租論▽

私租竟有一石五斗之額、然此猶虛額例以八折算之。小數則  
再減……以虛額之數減其三斗、故向止一石二斗、而增者

小島

今亦一石二斗。

(44) a 陶煦へ租覈▽この評価については、鈴木智夫「清末

江南の土地問題と階級関係」歴史教育十三ノ一を参照

b 申報 光緒三年八月十六日△減租議▽

c 民立報 一九一二年一月十三日△追租感言▽

(45) (2)に同じ

(46) (47) (14)に同じ、ただし(47)は付録の部分参照

(48) (49) (50) (20)のaに同じ

(51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (14)に同じ、事件の転

末はこれによる。

(59) 順天時報 光緒三十三年九月二十五日△皖撫馮批万頃  
湖富農公司稟▽

この文章中に引用される富農公司の言分と前に同公司が両江總督に提出した稟文との内容がほぼ一致しているので、恐らく富農公司は両者に同一の稟文を出したのであろう。

(60) (20)のaに同じ

(61) (62) (63) 同文滙報 光緒三十三年十月二十九日△万頃  
湖閘租近聞▽

(64) (65) 時報 宣統二年九月一日△万頃湖風潮調査詳  
記▽事件の顧末はすべてこの記事による。

(66) (67) 時報 宣統二年九月九日△万頃湖風潮近情彙記▽  
同じ事件を扱つた記事として、民立報宣統二年九月十九日

△屯民將無噍類▽がある。

(68) 民立報 宣統三年五月二十一日△万頃湖岌岌可危▽

(69) a 中国近代史資料叢刊 辛亥革命七、鄧魯△安徽光

復▽

b 辛亥革命回憶錄四、政協安徽省委員会文史資料工作

組△辛亥前安徽文教界的革命活動▽、李公宋△辛亥革  
命在安徽▽等。

(70) 民立報 一九一二年八月十五日△万頃湖豐收預誌▽